

## 議第135号

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年11月27日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中サをスとし、カからコまでをクからシまでとし、オの次に次のように加える。

カ 障害者自立支援医療特別対策費の支給に関する事務

キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による地域生活支援事業の実施に関する事務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に規定する条例で定める事務を追加する必要があるので提案する。